

都市整備部営繕課工事請負等業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市整備部営繕課が施行する建設工事の請負及び建設工事に係る調査、設計、測量等その他これらに類する業務委託（以下「工事請負等」という。）の競争入札に参加する業者の選定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定を行う等、前条の目的を達するため、都市整備部営繕課に工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第3条 委員会は、課長決裁に係る工事請負等の業者の選定等に関し、次に掲げる事項を審査する。

(1) 埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱に係る事項

ア 入札に参加する者に必要な資格

イ 入札参加希望者の参加資格の確認

(2) 埼玉県建設工事指名業者選定要領に定める指名業者の選定

(3) 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の委託の随意契約の業者選定

(4) その他営繕課で発注する委託業務等の業者選定

(5) 埼玉県建設工事総合評価落札方式試行要綱に係る事項

ア 適用工事の選定

イ 評価の方式

ウ 評価項目の選定

エ 評価項目の評価

2 前項第2号の審査は、指名業者の内申に基づいて行う。

3 委員会は、工事請負等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に定める低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 営繕課長

副会長 副課長の職にあるもの

委 員 総務・企画・建築技術担当主幹の職にあるもの

委 員 総務・企画・建築技術担当主査の職にあるもの

2 委員会に埼玉県建設工事総合評価落札方式に係る総合評価検討チーム（以下「チーム」という。）を置く。

3 チームの組織及び運営については、別に定める。

(運営)

第5条 会長は、会務を総理し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

副会長による職務代行の順位は次のとおりとする。

- (1) 総務・企画・建築技術担当、建築第一担当及び建築第二担当
- (2) 大規模施設担当
- (3) 県営住宅建築担当

2 委員会は、会長が必要に応じ、その都度召集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことか出来る。

(決定)

第7条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、営繕課長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後、契約の相手方が決定した後に、議事録の提供を希望する者に対し、営繕課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 内申に係る資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 内申に係る資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務・企画・建築技術担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から実施する。